

# 公益社団法人 地域医療振興協会として 生まれ変わりました

公益社団法人 地域医療振興協会 理事長 吉新通康



会員各位はじめ、関係の皆様には社団法人 地域医療振興協会の運営に日ごろからご指導、ご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、「へき地等の地域医療の確保と質の向上を図り、もって地域の振興に寄与する」ことを設立の趣旨に、厚生労働省、総務省共管のもと昭和61年に誕生した社団法人 地域医療振興協会は、本年24年目を迎えるところであり、一昨年暮れの公益法人改革関連法施行以来は、ほかの多くの法人同様、特例民法法人として活動してきました。

この公益法人改革関連法は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、これまでの公益法人制度に見られるさまざまな問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者で組織する公益認定等委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を設けるものです。

協会では、これを受け準備をし、公益認定の申請をしていました。そしてこのたび、内閣総理大臣から、公益社団法人への移行が認定され、平成21年12月1日登記を完了し、めでたく公益社団法人 地域医療振興協会となりました。

へき地等での医療不足、医師や看護師不足、救急、小児、周産期問題と大変厳しい医療環境の中での出発であり、公益法人としての協会が果たす役割や周囲からの期待は今後ますます大きくなるものと考えています。

新しい公益社団法人 地域医療振興協会は、これまでの実績に加え、より透明性の高い、自主的な運営手法により、さまざまなネットワークを通じて「わが国の地域医療の確保と質の向上を図り、もって地域の振興に寄与する」べく、役・職員一丸となって元気に精いっぱい頑張っていこうと考えています。

なにとぞ、新しい公益社団法人 地域医療振興協会への、関係の皆様のご指導、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。